

さなごうち

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

7 2020 月号 | No.568

大川原高原の あじさい開花

今年は例年より、あじさいの開花が早くなりました。
(6月28日(日)撮影)



人のうごき [令和2年6月30日現在]

[人口] 2,276人(+1)
[男] 1,107人(+2)
[女] 1,169人(-1)
[世帯数] 938(2)



【IP電話番号】 村役場代表 5000~5004 / 議会事務局 5005 / 教育委員会 5006 / 社会福祉協議会 5007

総務課 ☎679-2113 産業環境課 ☎679-2115 建設課 ☎679-2970 住民税務課 ☎679-2114
健康福祉課 ☎679-2971 企画政策課 ☎679-2973 議会事務局 ☎679-2152 社会福祉協議会 ☎679-2304
保育所 ☎679-2217 ※土・日・祝日および夜間 ☎679-2111 IP.5000~5004 ©役場共通 FAX.679-2125

【教育委員会】 ☎679-2817 FAX.679-2173

議会だより

令和2年
第2回6月定例会

令和2年第2回定例会は、6月4日開会され、令和元年度各会計補正予算専決承認案件7件、条例専決承認案件3件、令和2年度会計補正予算承認案件1件、令和2年度各会計補正予算案件4件、条例案件7件、人事案件2件、単行案件1件、議員提出議案(条例改正)1件、報告案件3件の合わせて29件の審議を行い、議員提出議案1件を除く28件を原案どおり承認、可決、同意、受理し、6月12日に閉会しました。

現在の取組み状況

佐那河内村長 岩城 福治

新型コロナウイルス感染症への対応状況

本年2月の県内での感染症患者発生を受け、村では新型コロナウイルス感染症対策の対処方針を定め、予防対策、啓発、情報提供などを実施しました。また、政府の緊急事態宣言発令の翌日には、感染症蔓延の防止に万全を期すため、対策本部を設置し、不要不急の外出自粛の要請、手洗いや咳エチケットの感染予防対策の徹底、大勢が集まる行事の自粛、3密の回避などの対策を役場全体で改めて共有し、職員一人ひとりに徹底を図るとともに、村民の皆さまには、村内放送、広報、ホームページなどを通して周知を行い、村を挙げた予防対策の実施に努めてきました。

村内からは、婦人会によるマスクの作成、配布、料理店による学童保育クラブへのお弁当の差入れ、各種団体による行事の自粛や開催方法の見直しなど心温まるご支援やご協力のかいあって、村内で感染症患者が発生することなく今日に至り、心より感謝申し上げます。

こうした中、村では村民の皆さまの暮らしへの影響を最小限に抑えるため、保育所や学童保育クラブでは、感染予防対策や体調管理を徹底し、継続して開所しました。また、小中学校では、休校中においても、家庭訪問や定期的な登校日を設け、家庭学習の支援や保護者との連携を図ってきました。

さらに、地域経済への影響を最小限に抑え、家計を支援するための特別定額給付金を県内で先陣を切って給付を開始するとともに、関係団体と連携し、農業を含む事業者を対象に、国や県などの各種支援策の情報提供や経営状況に関するアンケート調査による状況把握などの対応に努めました。

まだまだ予断を許さない現在の状況を鑑み、引き続き3密の回避など感染を予防するための新たな生活様式の浸透や再度の感染拡大などの緊急事態を想定しての予防資材の確保・充実などに取組みます。

今後、社会経済活動の本格展開を見据え、影響を受けた村民生活や地域経済の回復に向けた支援を加速します。

新型コロナウイルス感染症関連対策予算

国や県の感染症関連対策予算を効果的に活用した、4本柱からなる本村独自の対策を盛り込んだ予算を編成しました。

①「感染予防対策の充実強化」

再流行への備えや、安全・安心な子育て、学びの環境の確保のため、役場、学校、保育所、避難所となる公共施設にマスク、消毒液、非接触型体温計などの資材や備品の充実を図ります。また、学校における集団感染リスクの低減を図り、安心して子どもたちが学習に励めるよう、感染予防の資材の確保や空気清浄機などを導入します。

②「村民の暮らしを守る」

安心して生活するため、高校1年生以下を対象とする子育て世帯への臨時特別給付金の支給、国民健康保険と後期高齢者医療に、感染または感染が疑われることにより仕事に従事できない人を対象とした傷病手当金制度の創設など、国の支援施策に迅速に対応します。

村独自の対策として、常会の活動再開を支援するため、感染症予防対策資材の購入や常会活動の維持に必要な経費として、加入世帯1世帯につき5千円の交付金を各常会に交付します。

安全・安心な学習環境の構築を図るため、小中学校に、今後の感染症や災害発生に備え、臨時休業中の生徒がインターネットを活用した在宅学習を行うための貸出し用のパソコンを整備します。さらに、児童生徒一人ひとりに学習用パソコン端末の配備を実現し、Society5.0の時代を生きる子どもたちの創造性を育む教育、ICT環境の充実を推進します。

③「地域経済の維持回復」

極めて厳しい社会経済情勢は、村内の法人や個人事業主、農業者の事業継続に深刻な影響を与えていることから、国の持続化給付金を受給された村内の農業者や事業者を対象に、事業維持継続を支援するための村独自の助成金として、法人30万円、個人事業主10万円を交付します。また、価格等へ影響が顕著な品目の栽培農家に対しては、さらに20万円を上乗せし交付します。国や県と連携を図りながら、事業の維持・継続をしっかりと後押しします。

感染症予防のため、自主休業を余儀なくされた村内で販売所等を営む団体にも助成金を支給し、活動の維持、再開を支援します。

これらと併せて感染症対策の関連事務に従事していただく緊急雇用事業を実施し、生活を支えます。

④「地域経済の活性化」

社会経済活動の本格化を見据えた取組みとして、村内事業者を対

象に村独自のチャレンジ事業支援補助金を創設し、販路拡大や新規事業の立上げなど影響を克服し、新たに事業展開を図るための費用を1事業者当たり最大50万円を補助します。来年度からスタートする本村誕生1000年に向けた機運醸成と、全国に向けたPRを展開するため、村の新たなマスコットの作成等を行います。

● 専決承認案件 ●

議案第19号(専決第1号)令和元年度佐那河内村一般会計補正予算(第5号)にかかると専決処分の承認について

歳入歳出それぞれ6,575万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を26億2,700万円とするもの。

議案第20号(専決第2号)令和元年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)にかかると専決処分の承認について

歳入歳出それぞれ368万千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億7,160万3千円とするもの。

議案第21号(専決第3号)令和元年度佐那河内村簡易水道特別会計補正予算(第4号)にかかると専決処分の承認について

歳入歳出それぞれ80万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を9,499万3千円とするもの。

議案第22号(専決第4号)令和元年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)にかかると専決処分の承認について

歳入歳出それぞれ403万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億4,250万円とするもの。

議案第23号(専決第5号)令和元年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)にかかると専決処分の承認について

歳入歳出それぞれ167万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億7,823万2千円とするもの。

議案第24号(専決第6号)令和元年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)にかかると専決処分の承認について

歳入歳出それぞれ113万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,434万4千円とするもの。

議案第25号(専決第7号)令和元年度佐那河内村宅地造成事業特別会計補正予算(第4号)にかかると専決処分の承認について

歳入歳出それぞれ9万千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,459万円とするもの。

議案第26号(専決第8号)佐那河内村税条例等の一部を改正する条例にかかると専決処分の承認について

地方税法の改正に伴う固定資産税に係る現に所有しているものの申告の制度化などの見直しに関する改正を行うもの。

議案第27号(専決第9号)佐那河内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例にかかると専決処分の承認について

地方税法の改正に伴う国民健康保険税の課税限度額の引上げなどに関する改正を行うもの。

議案第28号(専決第10号)佐那河内村介護保険条例の一部を改正する条例にかかると専決処分の承認について

介護保険法施行令などの施行に伴う低所得者の所得の段階別に保険料の減額賦課に係る減額幅の基準を定める改正を行うもの。

議案第29号(専決第11号)令和2年度佐那河内村一般会計補正予算(第1号)にかかると専決処分の承認について

歳入歳出それぞれ2億3,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億1,700万円とするもの。

特別定額給付金の支給に関する関係予算を計上するもの。

● 補正予算案件 ●

議案第30号 令和2年度佐那河内村一般会計補正予算(第2号)について

歳入歳出予算の総額を1億3,135万9千円増額し、39億4,835万9千円とするもの。

歳入では、国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など4,252万2千円の増、県支出金で県単土地改良事業費県補助金、緊急新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金など555万円の増、村債で公共施設等適正管理事業債など1億670万円の増など。

歳出では、総務費で地域自治組織活動促進交付金、地域活性化団体支援事業補助金など1,520万8千円の増、民生費で臨時特別給付金、児童福祉施設への予防資材の購入費など362万3千円の増、農林水産業費で用排水路整備工事など950万円の増、商工費で小規模事業者金緊急経営支援助成金、チャレンジ事業支援補助金など2,275万円の増、消防費で感染症予防資材の購入費など388万円の増、学校管理費で感染症予防対策に係る備品購入費、家庭学習用パソコン整備費など1,536万円の増、災害復旧費で道路橋梁災害復旧費など1億3,135万9千円の増など。

議案第31号 令和2年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8,650万円とするもの。

議案第32号 令和2年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,910万円とするもの。

議案第33号 令和2年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

歳入歳出それぞれ1,925万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8,215万円とするもの。

● 条例案件 ●

議案第34号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第35号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

職員及び会計年度任用職員が新型コロナウイルス感染症等の患者の措置に関する作業に従事した場合における手当の支給に関し必要な事項を定めるもの。

議案第36号 佐那河内村税条例の一部を改正する条例について

議案第37号 佐那河内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第38号の一部を改正する条例

について

議案第39号 佐那河内村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第40号 佐那河内村介護保険条例の一部を改正する条例について

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための収入減少が見込める場合の保険税等の減免措置や徴収猶予の特例、また、感染症に感染した場合の傷病手当金の支給に関し、必要な事項を定めるもの。

●人事案件●

議案第41号 教育委員会委員の任命について

教育委員の退任により、教育委員を新たに選任するもの。

(教育委員：藤田 佳代)

議案第43号 佐那河内村農業委員会委員の任命について

農業委員会委員の任命について、議会の同意を求めるもの。

●単行案件●

議案第42号 佐那河内村農業委員会の委員のうち、過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者が占めることについて

農業委員会委員のうち、過半数を認定農業者またはこれらに準ずる者が占めることについて、議会の同意を求めるもの。

●報告案件●

報告第 1号 令和元年度佐那河内村一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 2号 令和元年度佐那河内村簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 3号 令和元年度佐那河内村宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和元年度各会計に係る繰越計算書を報告するもの。

否 決

◇議員提出議案◇

発議第 2号 佐那河内村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

本年7月分から12月分までの議員報酬月額を100分の10減じて支給するための、必要な事項を定めるもの。

一般質問

大岩 和久 議員

1. 新型コロナウイルス感染症の対応について(一般行政)

質 ①第2波、第3波の発生が予想される。さらなる対応が必要であると思うが、どのようにされるのか。

②自然災害発生時、避難所でクラスター発生の可能性がある。どのように対処されるのか。

③未実施事業にかかる未執行予算の新たな用途について、どのような考えをもたれているのか。

答 ①段階的に社会経済の活動レベルを引き上げるための前提として、感染拡大を予防する新しい生活様式の実践が重要で、広報さなごうちやホームページ、村内放送などを通じて、引き続き村民の皆さまに行動変容を促す感染予防啓発に努めます。また、マスク、消毒液などの感染予防資材が入手困難な状況が発生したことを踏まえ、再び蔓延する事態への備えとして、国・県の補助金を活用し、必要な資機材の備蓄を進めます。

②避難所での3密を避けるには、小まめな換気と、十分なスペースの確保が必要で、備蓄の室内用テントの活用を検討しています。また、発熱やせきなどの症状が出た人には、専用トイレや一般の避難者と別の動線を確保する必要があることから、一般の避難者とは別に専用の避難所を開設することを検討しています。

多数の避難者が発生する状況下

において、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は、親戚や友人宅などへの避難に加え、テント泊や車中泊なども避難方法として検討していただけるよう村民の皆さまに周知を行います。

③未執行予算は、緊急の財政支出が必要となった場合に、既存の歳出予算や予備費を活用した上で、なお歳出予算が不足する場合などに備え、予算額を確保したいと考えています。

2. 新型コロナウイルス感染症の対応について(教育行政)

質 ①学習時間不足は、最終的にいつ頃、解消する予定でいるのか。

②スピードについていけない児童、生徒が出てくる可能性がある。メンタル面への対処はどうされるのか。

③社会教育等、実施されていない事業や行事については、今後どうされるのか。

答 ①緊急事態宣言の解除を受け、5月21日から31日までを教育活動の準備期間として、6月1日から通常の教育活動を再開しました。

まず早期に授業時間数を確保するとともに、指導をさらに充実させることの両面から進めます。

授業時間数の確保は、4月からの臨時休業の日数と1学期に予定する授業日数を比べて検討した結果、夏季休業を11日間に短縮し、20日間を授業日とすることにより、授業時間数をほぼ確保することができると判断しました。また、6月から時間割の工夫や補充学習、個別学習を検討し、必要に応じ実施を進めます。

今後、児童生徒の学習の定着度を見ながら、さらなる時間割の工夫や補充学習、個別学習についても学校と共に検討し、実施を進めます。

②学校が再開された今、できるだけ子どもの思いや声を聞き取り、過重な負担にならないように配慮しながら、かつ教育活動を一層充実させる必要があります。

子ども一人ひとりに分かる喜び

や学ぶ楽しさを味わせることが、一人ひとりの不安の解消や安心に最も効果があり、近道であると捉えています。

担任や他の教職員、養護教諭等と子どもたちとの関わり方の工夫や、専門家の積極的な活用などが挙げられます。進学を控えた中学3年生や卒業する小学6年生、新入学の小学1年生など節目となる学年においては、さらなる配慮が必要です。担任や養護教諭をはじめ、教職員が変化を見取るとはもちろんのこと、保護者と連携しながら専門家のスクールカウンセラーによる教育相談を進めるなど、メンタル面のケアについて学校に働きかけます。

③6月1日から施設の使用制限を緩和し、村民や村内の団体、組織の方に貸出しを行い、各施設において社会教育活動を再開しています。

活動に当たっては、国や県の感染症対策の基本的対処方針や村の対処方針を踏まえ、3つの密を避け、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの感染症対策を実施できる活動について可能かどうか検討のうえ、社会教育活動がスムーズに再開できるようバックアップします。

井開 一文 議員

1. 教育行政について

質 ①学校教育の方針について
②社会教育等の方針について

③教育長のめざす村教育の将来像について

答 ①平成28年4月に小中一貫教育徳島モデルの指定校としてスタートし、平成30年4月から小中一貫教育校に移行して3年目を迎え、児童生徒の力が目に見える形となり、客観的な数値にも成果が現れています。ただし、軌道に乗ったこの教育を継続、発展させるためには、さらなる工夫が必要です。

今年度は、小中一貫教育の継続とともに小学校で全面実施となる指導要領を踏まえ、本年4月導入のタブレットを活用し、必修のプ

ログラミング学習や主体的・対話的で深い学びを通して、思考力や表現力、並びに課題を解決する力を育てるための指導の充実に取り組みよう学校にしっかりと働きかけます。

学校教育は、現在、GIGAスクール構想に代表されるように、大きな転換点を迎えています。未来を担う子どもが過去に経験したことのない未知の課題に対して、自ら考え、課題を解決していく力が求められています。

佐那河内村ならではの学校教育の特色、よさを活かした教育を継続し、新しい時代の要請に応じた力を育成するため、学校教育への評価と改善を重ね、さらなる充実に努めます。

②子どもから高齢者まで、年齢に関わらず生涯にわたり学び続けるために、これまでの学習や活動を活性化し、質の向上を図ることが重要です。

今後の社会教育の推進に向けて、次のように取り組みます。

1点目は、学習の機会を提供するための講座の開設や講演会の充実です。家庭教育の向上につながる講座や講演会などを新たに開催することにより、家庭教育や社会教育に対する意識の喚起を促すとともに、子どもを地域ぐるみで育てることをめざし、放課後英語活動などの学びや活動を計画し、運営します。また、人権大学講座やふれあいまつりの展示会など、村内の各組織のご意見を伺い、見直しを図りながら、村民の皆さまに楽しんで参加していただけるよう進めます。

2点目は、社会教育施設の適正な管理と新たな活用の拡大です。施設の管理規定を踏まえながら、社会教育施設の活用を促進しつつ、村外の新たな利用者など、新たな取り組みや組織の力を活用し、活動の拡大にもつなげていきたいと考えています。また、図書館利用の促進に向けて、徳島県立図書館と連携し蔵書の点検やデータベース化を進めています。県立図書館と相互協力した貸出しシステムや遠隔地返却サービスを活用し、村民の皆さまが図書に触れ、読書を

楽しむ機会をさらに増やす予定です。

3点目は、情報の収集と提供の工夫です。特に情報提供は、活動の活性化や村民の皆さまの活動を一層広げるため欠かせないものと捉えています。ホームページに限らず、冊子などの様々な伝達方法を活用し、行事や活動状況、最新の情報等の提供や村外への広報等を積極的に進め、活動の活性化を図れるよう努めます。

③子どもたちが教育を通して村のよさを感じ、誇りを持つこと、そして、社会情勢の変化に敏感に対応し、不確定な時代を生き抜くために必要な思考力や表現力、課題解決力を確実に身につけること、村民の皆さまが幅広い生涯学習を通して楽しみながら学び、仲間と共に村を愛し、豊かな人生を生きること、そのような村の教育の将来像をめざし、教育長として5年先、10年先の村の姿を見据えながら理念を掲げ、様々な方策を講じ、実行を積み重ねていく所存です。

森下 嘉文 議員

1. 新型コロナウイルス感染症対策支援について

質 ①村民に対して緊急支援対策としてどう取り組むのか。

②新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波感染対策の方針をどのように考えているのか。

答 ①感染症の影響により厳しい状況にある村民の皆さまには、国・県の支援を受給した上で、地方創生臨時交付金を用いた村の独自助成制度を利用させていただきたいと考えています。

村の独自助成は、持続化給付金の受給者で事業収入が200万円以上ある法人及び農業者を含む個人事業主に上乗せ助成として、法人には30万円、農業者を含む個人事業主には10万円を支給することとしています。また、基幹産業が農業であることから、特に価格下落が著しい農産物について品目を指定し、さらに生産者に20万円の上乗せ助成をします。現時点の品目指定作物はハウスゆず1品として

いますが、今後は市況を注視しながら、農業者の厳しい状況を緩和するため適宜品目について追加していくことを考えています。

感染症収束後の事業継続及び地域活力の促進、雇用促進、事業拡大など、ほかのモデルと異なる先進的な取組みに要する経費や販路開拓等について、佐那河内チャレンジ事業支援補助金として1件50万円を上限に補助します。

②感染症の影響により厳しい生活状況を緩和するため、村民の皆さまへの、国の持続化給付金等と村独自助成制度の活用を奨励します。また、農業者には、今後特に価格が著しく低下した農産物について品目指定作物を適宜追加することを検討していきます。

高収益作物次期作支援交付金事業は、高収益作物について次期作に前向きに取り組む生産者支援策として、厳しい状況を緩和するため有効で、ほかにも国の2次補正予算で新規創設された経営継続補助金は、農協等の支援機関が必要ですが、省力化機械の導入など、生産販売方式の展開に必要な経費が補助されるもので、アフターコロナ対策の一環として対応したいと考えています。

今後も国・県の補正予算の動向を見極めつつ、皆さまの声を聞きながら、国や県の予算を効率的に活用し、事業者と農業者支援について、綿密にしっかりとスピード感をもって取り組みます。

平岡 淳 議員

1. 人員採用計画について

質 ①5か年計画の意義は
②計画が策定されないままの新規採用は誰の指示によるものか。

③今後の施策方針

答 ①定員管理計画の策定に当たっては、地域の実情を踏まえ、自主的、計画的に適正な定員管理に取り組むことが求められ、村が担うべき事務事業に要する適正な職員数の水準の維持管理を行うことを目的として、計画を定めているものです。

計画の推進に当たっては、毎年度、目標職員数の進行管理を行うこととし、推進期間において、新たな行政需要や本村を取り巻く社会、経済情勢などの大きな変化により、計画の見直しが必要な場合は、状況に応じて計画を見直すなど、柔軟な対応を行うこととしていくところではあります。

②昨年度の職員採用は、平成27年度に策定した定員管理計画の令和元年度末の目標値である職員数54人の基準の範囲内で適正に行ったものです。新年度以降の育児休業や休職、派遣職員の状況等を勘案した実職員数が目標値の54人を大きく下回っているという状況を踏まえ、新年度からの業務遂行に必要な職員数を十分検討した上で行っております。

なお、職員採用に関しましては、最終の任命権者は村長です。

③今後の定員管理に当たっては、一時的な職員の増減にとらわれず、長期的な視点で人員の適正化を図ることとし、計画的な職員採用をはじめ、事務事業の見直しや効率的な職員配置を行うとともに、将来に向けて持続可能な行政組織の確立に努めます。

その上で、新たに策定した定員管理計画に基づき、実職員数が計画目標値の54人を超えない範囲で維持することを目標とし、情勢が変化した場合には、必要に応じ計画を見直すなど、適切に対応します。

2. 常会について

質 ①村長はどうして常会に出席しないのか。

②住民の自治組織であるならば止めることがあっていいのか。

③今後どのようにするのか。

答 ①常会は、各家庭から誰かが出席し地域の活動を決めたり、村などからの伝達事項を周知する場です。私事ですので特段申し上げることはないが、月末は特に行事等の公務が多忙なため、家族の者が出席しています。なお、常会に出席しておらずとも、公務のないときは地域活動には出席しています。

②本村の常会は、防災や福祉な

どの生活に関する相互扶助、地域の特色あふれる祭りや景観などの伝統文化等の継承、村づくりや山林保全、治安維持、清掃などの、地域全体の課題に対する意見調整など、他の地域では見られない多種多様な役割を果たされています。

都市部では既に見ることができない助け合いや、思いやりの心が紡ぐ地域の絆こそが、1,000年にわたる本村の長い歴史を支えてきたと言っても過言ではありません。

本村の常会の活動は、他の地域と比べしっかりと機能し、先人から受け継いだ貴重な財産であると認識をしています。こうしたものをしっかりと守り、将来へと引き継いでいくことこそが地域力の強化、ひいては次の1,000年へと続く村づくりにつながるものと考えています。

各常会ごとの運営をはじめとする事項は、構成員である村民の皆さまの民主的な話し合いのもと、決定されていると考えていますが、厳しい社会経済環境の中、地域を維持するためには、本村の常会のような住民自治組織の存在が不可欠であり、村としては、引き続き国や県とも連携を図りながら、常会の活動支援を行います。

③人口減少や少子高齢化がさらに加速し続け、さらには地域社会を取り巻く環境も大きく変化していく状況の中、地域が抱える課題はますます多様化することが予想されます。地域における良好な生活環境を維持するには、住民自治組織の活動の重要度はさらに増すと考えています。

これまでも村単独の集会施設補助金や国の自治総合センターのコミュニティ助成事業補助金による施設整備、消耗品や備品の購入の支援、自治振興交付金や水源の里交付金による活動の支援、常会長会の開催による各組織間の連携強化などを通して、常会の活動を支援してきたところです。

今後もこうした支援を継続し、住民活動の活性化を図り、本村ならではの住民活動を推進します。

1. コロナ禍からの脱却について

質 ①事業継続資金の事業規模に対応した給付はできないか。

②チャレンジ事業支援に併せた他自治体からの起業や移住プランはできないか。

答 ①補正予算に計上の村独自助成は、村内に住所を有する持続化給付金の受給者である、事業収入が200万円以上の法人及び農業者を含む個人事業者を対象として、持続化給付金に上乗せ助成を行う形で法人30万円、個人事業主10万円を支給するもので、特に価格下落が著しい農産物の生産者には20万円の上乗せ助成を行うものです。

このような要件とした趣旨は、限られた予算を最大限に活用し、特に厳しい状況の事業者の皆さまに集中して支援を行い、ほかの制度と併用することで、申請の手続が分かりやすく簡易なものとするためです。さらに、より早く事業者の手元に資金が届き、国や県の制度と連携を図ることにより、事業者が設備更新などにも対応可能な規模の大きな資金の調達が可能になることなどがあります。

今回の制度で全ての事業者への給付はかありませんが、まず緊急対策として制度の要件を設けました。

②コロナ禍を機とした都市から地方への転出、移住を検討する傾向は強まり、地方ではこうした動きへの対応が求められています。

本定例会補正予算で提案しました佐那河内チャレンジ事業支援補

助金は、村内事業者だけでなく、こうした人々も対象で、地域の経済振興を図るための創業や事業拡大、販路開拓等に対する費用を1件50万円を上限に補助する制度です。また、農業による起業意欲のある移住希望者には、国の農業次世代人材育成投資資金による収入支援に加え、村独自の移住等新規就農者経営確立支援事業により農業用機械等の初期投資の支援を行うことができます。

こうした各種支援策を基に移住から創業までの段階ごとに本村ならではのきめ細やかなプランニングや提案を移住希望者の一人ひとりの気持ちに寄り添いながら、個別に支援を行います。

今後感染症の状況を見ながら、村内の団体とも連携し、都市部での交流イベントにも様々な機会を捉え、移住者へ直接継続的にPR活動を行います。

2. アフターコロナの対策について

質 ①ステイホーム期間中の片付け等で、粗大ゴミを出したい村民が多いと思われるが、臨時の粗大ゴミ収集をしてはどうか。

②簡易で精度の高い新型コロナ検査薬が開発されつつあるが、第2波、第3波に対して備蓄してはどうか。

③想定外に対応する予算、予備費はこれで十分なのか。

答 ①今年度の4月14日と15日予定の収集作業は中止としました。

佐那河内クリーン対策協議会、粗大ゴミ受入れ先と協議をしまし

たが、代替日の調整が付かなかったことから、代替案として時間帯を拡張することとしました。

具体的には、粗大ゴミ収集日前日の8月4日は開始時間を前倒し午後1時30分から午後7時30分まで、8月5日は午前8時30分から午前11時まで実施します。

②抗体検査は30分ほどで結果が得られる簡易検査で、PCR検査と比べると精度は低いものの、検査や診療の迅速化につながるとされています。

自宅で簡単に検査をすることができれば、医療機関へ出向く必要もなく、感染のリスクも減らせ、医療現場への負担も軽減されるため、とても有効だと思われます。

一方で検査薬の備蓄となると、検査の精度や使用期限などもあるので、今後のワクチンの開発や特效薬の開発状況などを踏まえながら、国や県の動向を見つつ連携を図りながら検討する必要があります。

③本定例会に一般会計補正予算として提案の感染症対策予算は約6,700万円です。そのうち予備費は、村民1人当たり約1万円程度の予算が確保できるよう、新たに1,400万円を増額し、予備費の総額を2,050万円としたものです。

これで十分というような確証はありませんが、一定程度の緊急な財政出動には対応ができるものと考えています。

万一の緊急事態が発生した場合に迅速な対応ができるよう、今後とも感染症の状況に十分留意し、国・県の施策を踏まえながら、村民の安全・安心の確保に努めます。

議 会 行 事 出 席 報 告

〈 〉 場所・() 出席者

6月2日 議員協議会〈議会事務局〉(全議員)

全員協議会〈農振センター1階〉(全議員)

4日 第2回佐那河内村議会定例会 開会・議案審議〈農振センター1階・3階議場〉(全議員)

11日 第2回佐那河内村議会定例会 一般質問〈3階議場〉(全議員)

12日 第2回佐那河内村議会定例会 表決・閉会〈3階議場〉(全議員)

17日 小松島市外衛生組合例月出納検査〈衛生組合〉(議長)

22日 例月出納検査〈議会事務局〉(服部監査委員・新居監査委員)

6/2
(火)

令和2年度 「徳島県表彰」を受賞

令和2年度徳島県表彰に村消費者協会が選ばれ、徳島県知事より表彰されました。

村消費者協会は長年にわたり地域の消費者活動等に積極的に取り組み、消費者被害の防止や公共の福祉の増進に貢献した功績が認められ、今回の受賞となりました。受賞おめでとうございます。



6/9
(火)

令和2年度 厚生労働大臣特別表彰

元木秀男さん（上字井開）が長年にわたり、民生委員・児童委員として社会福祉の増進に貢献された功績から厚生労働大臣特別表彰を受賞されました。

元木さんは平成8年から20年以上、民生委員・児童委員を務め担当区域の見守りや村民が抱える問題について身近な相談相手としてサポートし、地域福祉の推進役として活動されました。受賞おめでとうございます。



6/14・28
(日) (日)

ヘア・ドネーション 「困っている人に届け！」

多仁綾那さん（佐小5年）〈写真：右〉高島莉音さん（佐小4年）〈写真：中〉が病気や不慮の事故などで髪を失った子どもに医療用かつらを提供する「ヘア・ドネーション」のために伸ばした髪を切り支援団体に寄付を行いました。

多仁さんは母親からヘア・ドネーションの事を教えてもらったことがきっかけとなり、6年半かけて伸ばした髪を35cm、高島さんは31cm切って寄附しました。

高島さんは「頭を洗い終わるのが早くなり、全体的に軽くなった。自分の髪で作られたかつらが困っている人の元に届き役に立ってくれるとうれしい。」と話してくれました。



6/24
(水)

電子マネーのID 詐取 被害防止の活動

特殊詐欺の支払手段として電子マネーを悪用した手口が全国的に急増しています。そんな中、村では駐在所所長と地域の安全を守る会の皆さんが、徳島県警が作成した電子マネー（プリペイドカード）を購入される人を対象にした詐欺周知ポスターを、コンビニエンスストアなどに設置しました。



6/25
(木)

松山油脂株式会社と包括連携協定を調印！

役場3階ホールで、村と松山油脂株式会社（本社：東京都墨田区）が和柑橘栽培を通じた包括連携協定調印式を行いました。調印式は、村から岩城村長と加藤議長・石本副議長が、松山油脂株式会社から松山社長と滝沢執行役員が出席され行われました。調印式終了後には新事業所の概要説明を社長が行いました。

包括連携協定は、地方自治体と企業のCSR（企業の社会的責任）・CSV（共通価値の創造）活動の協働により、地域の活性化や社会課題の解決を図ることなどを目的として、村と松山油脂株式会社が、和柑橘（すだちやゆず、ゆこうなど）栽培の振興など様々な分野の連携・協力関係を強化するために行われたものです。具体的には、和柑橘の増産や、生果調達、商品の研究開発、和柑橘を通じた交流促進などを行う予定です。

現在、松山油脂株式会社では、根郷地区において和柑橘の6次産業化の拠点となる「山神果樹薬草園」を今年10月の稼働に向けて建設中です。



松山社長は、「村の暮らしと仕事などに新しい提案をして、5年後、10年後にも地元の人に受け入れてもらえる企業となるよう信頼を得ていきたい。」と話されました。

村は今後、この協定に基づき、農業振興や地域経済の活性化に努めていきます。



— お詫びと訂正 —

広報さなごうち6月号の20ページでお知らせしました、「薬物乱用はダメ・ゼッタイ」記事で「★徳島県薬物相談窓口」において誤りがありました。お詫び申し上げますとともに次のとおり訂正いたします。

(誤)・保健福祉部業務課 → (正)・保健福祉部薬務課

令和2年度

職員採用試験(中途採用)案内

この試験は、令和2年度の佐那河内村職員採用候補者（令和2年10月1日採用予定）を決めるために行うものです。

申込受付期間 令和2年7月6日(月)～令和2年7月20日(月)

- 郵便による申込みは、7月20日までの消印のあるものに限り受け付けます。
- 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程などを変更する場合は、佐那河内村のホームページでお知らせいたします。



① 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

試験区分	採用予定人員	職務の内容
一般事務（高等学校卒業程度）	若干名	一般行政事務に従事します

② 受験資格

試験区分	受験資格
一般事務（高等学校卒業程度）	昭和56年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人

※「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- 日本の国籍を有しない人
- 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 佐那河内村において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心身耗弱を原因とするもの以外）

③ 試験の日時及び試験場

区分	試験日時	試験場
第1次試験	令和2年8月2日(日) (1) 開場時間 9時00分 (2) 試験時間 10時00分から14時30分まで	佐那河内村役場 3階ホール (佐那河内村下字中辺71番地1) ※駐車場は、国道南側職員駐車場を利用してください。
第2次試験	令和2年8月23日(日) (時間及び場所は、第1次試験合格者に通知します。)	

④ 試験の方法及び内容

区分	試験種目	時間	方法及び内容
第1次試験	教養試験 (40題)	10時00分から 12時00分まで	公務員として必要な一般的知識（社会、人文、自然）及び知能（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）について、高等学校卒業程度の択一式による筆記試験を行います。
	事務適性検査 性格特性検査 職場適応性検査	13時00分から 14時30分まで	公務員として職務遂行上必要な資質及び適性などについて、検査・筆記試験を行います。

区分	試験種目	方法及び内容
第2次試験	論文試験	公務員として必要な一般的な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力などを有するかどうかをみるための試験を行います。
	集団討論	職場への適応性（積極性、協調性及び柔軟性など）をみることを目的に、集団討論を行います。
	口述試験	主として人柄、性格などをみるため、個別面接を行います。

※受験申込書は、総務課にあります。村ホームページからもダウンロードできます。

お問い合わせ●総務課

令和2年度 職員採用試験案内

次のとおり、令和3年4月1日を採用期日とする職員採用試験を実施します。

申込受付期間 令和2年7月21日(火)～令和2年8月4日(火)

- 郵便による申込みは、8月4日までの消印のあるものに限り受け付けます。
- 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程などを変更する場合は、佐那河内村のホームページでお知らせいたします。



① 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

試験区分	採用予定人員	職務の内容
保育士（短期大学卒業程度）	若干名	保育士の業務に従事します

② 受験資格

試験区分	受験資格
保育士（短期大学卒業程度）	平成8年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、保育士の資格並びに幼稚園教諭の免許を有する人または令和3年3月31日までに当該資格並びに当該免許を取得する見込みの人

※「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- 日本の国籍を有しない人
- 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 佐那河内村において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心身耗弱を原因とするもの以外）

③ 試験の日時及び試験場

区分	試験日時	試験場
第1次試験	令和2年9月20日(日) (1) 開場時間 9時00分 (2) 試験時間 10時00分から15時50分まで	四国大学(徳島市応神町古川字戎子野123-1) ※送迎に限り、正門からの車の乗り入れを認めます。警備員の誘導に従い、所定の場所で乗降してください。
第2次試験	令和2年10月以降(日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。)	

④ 試験の方法及び内容

区分	試験種目	時間	方法及び内容
第1次試験	教養試験(40題)	10時00分から12時00分まで	公務員として必要な一般的知識(社会、人文、自然)及び知能(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)について、高等学校卒業程度の択一式による筆記試験を行います。
	専門試験(30題)	13時00分から14時30分まで	社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む)、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健 ※障害児保育について、上記のいずれかの分野で出題することがある。
	事務適性検査 性格特性検査 職場適応性検査	14時40分から15時50分まで	公務員として職務遂行上必要な資質及び適性などについて、検査・筆記試験を行います。

区分	試験種目	方法及び内容
第2次試験	論文試験	公務員として必要な一般的な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力などを有するかどうかをみるための試験を行います。
	口述試験	主として人柄、性格などをみるため、個別面接を行います。

※受験申込書は、総務課にあります。村ホームページからもダウンロードできます。 **お問い合わせ●総務課**

事業者の皆さまへ

「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けている事業者の人が活用できる代表的な支援策を記載しています。詳細は各窓口にお問い合わせください。

● 対象期間の売上が対前年同月比50%以上減少の場合

県から給付 法人・個人事業主100万円以内・農業者50万円以内

徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金

法人・個人事業者 「セーフティネット資金」の借入額の1割を給付
農業者 「アグリマイティー資金」の借入額の1割を給付

お問い合わせ●徳島県 商工政策課 TEL.088-621-2322

国から給付 法人200万円・個人100万円以内

持続化給付金

売上の減少額に応じて給付
<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

お問い合わせ●コールセンター TEL.0120-115-570

● 持続化給付金受給者が対象

村から給付 法人30万円・個人事業主10万円

佐那河内村事業者緊急経営支援助成金

村内で事業（事業収入若しくは農業収入が200万円以上）を営まれている人
特定品目（ハウスゆず）生産者 30万円※

※農業者で新型コロナウイルス感染症の影響が大きい品目（特定品目）を作っている場合は、20万円の上乗せがあります。（合計30万円となります）

【6月15日現在の特定品目：ハウスゆず 募集期間：令和2年7月6日～令和3年2月28日】

お問い合わせ●産業環境課 TEL.088-679-2115

● 村内で事業活動をしている者等が対象

村から補助金 最大50万円

佐那河内村チャレンジ事業支援補助金（予算：300万円）

新型コロナに伴う経済活動の停滞を払拭するために、事業継続及び雇用促進、地域活力の創出、販路確保などに取り組む、企画提案に対して補助します。

【募集期間：7月14日～8月14日 プレゼンテーション：8月中を予定】

※提案者からのプレゼンテーションにより審査会で決定します。

お問い合わせ●産業環境課 TEL.088-679-2115

【子育て世帯への臨時特別給付金】村にお住まいの公務員の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対して臨時に給付金（一時金）を支給します。勤務先から申請書に支給対象者であることの証明を受け、9月30日までに申請してください。申請後、随時支給します。（公務員以外の受給者は6月25日に支給済みです）

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

自宅や職場などに村から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに役場窓口または最寄りの警察にご連絡ください。

問い合わせ●住民税務課 子育て世帯臨時特別給付金係

マイナンバーカード普及促進キャンペーン

通知カードが廃止になりました



マイナンバーカードの交付申請に関する相談所開設とカード申請補助の実施

実施日 令和2年8月8日 午前8:30～11:30
実施場所 農振センター 1階会議室
対象者 佐那河内村に住民票を有する人

マイナンバーをお知らせするために郵送された通知カードが、令和2年5月25日で廃止となりました。廃止になると次のような通知カードに関連する事務が行えなくなります。

- 通知カードの新規発行及び再発行
- 通知カードの住所や氏名など記載事項の変更など

通知カードの廃止後に、出生等で新たに個人番号が付番された人には、個人番号通知書が交付される予定です。※個人番号通知書はマイナンバーを証明する書類としては使用できません。

当面の間、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できます。

マイナンバーを証明する書類

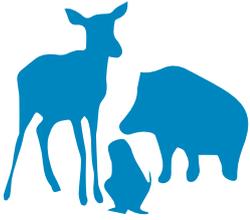
- マイナンバーカード
- マイナンバーカードに記載された住民票
- 記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している通知カード

マイナンバーカードの取得について

マイナンバーカードは、顔写真付きの身分証明書として利用できるほか、コンビニエンスストア等の端末で住民票や戸籍証明書などが取得できる便利なカードです。

取得には、専用の交付申請書を郵送することのほかに、パソコンやスマートフォンから申請することもできます。

マイナンバーカードの申請について：住民税務課（マイナンバーカード担当）窓口へ



有害鳥獣捕獲狩猟免許取得等 補助金について

村では有害鳥獣被害対策事業として、わな猟狩猟免許を新規取得される人に対して、予算の範囲内で免許取得経費の助成を行います。

免許取得後の申請となりますので、細かい条件も含め、申請を希望される人は事前に産業環境課にご相談ください。

1 交付対象者

次の各号のいずれにも該当する人

1. 新たにわな猟狩猟免許を取得しようとする人
2. 村内に住所を有している人
3. 免許取得後は率先して有害鳥獣捕獲に従事することができる人
4. わな猟狩猟免許を取得した本人および世帯員に村税、介護保険料、水道使用料、集落排水使用料、村営住宅家賃などの滞納のない人

※ 銃猟狩猟免許は補助対象外です。

2 交付対象経費および補助額

交付対象経費は次の各号に掲げるものとし、補助金の額は当該対象経費とする。

1. わな猟狩猟免許取得にかかる初心者講習会受講料（テキスト代含む。県猟友会主催）
8,000 円
2. わな猟狩猟免許試験受験申請料（徳島県）
5,200 円
3. 医師の診断書文書料
上限額 3,000 円

※ 狩猟免許取得に伴う補助の上限は 16,200 円までとする。

3 申請に必要なもの

補助金交付申請書に次の書類を添えて提出する。

1. わな猟狩猟免許の写し
2. 交付対象経費の支払いを証する領収書の写し
3. 村税など滞納がない旨の調査書

4 申請期限

免許を取得した年度の属する 2 月末日

5 定 員

令和 2 年度は先着 10 人を予定

6 令和2年度「狩猟免許試験」初心者講習会日程

※令和2年度徳島県が実施する「狩猟免許試験」のための事前講習会（任意）です。

種類	日程	場所	定員	申込期間（厳守）
わな猟	8月15日(土) 10:00～16:00	県猟事務所 徳島市南仲之町4-18 TEL 088-623-1617	25人	7月10日～12月31日
	令和3年1月9日(土) 10:00～16:00		25人	11月27日～12月18日
銃猟 ●第1種銃猟 (散弾銃・空気銃 を含む) ●第2種銃猟 (空気銃)	8月8日(土) 10:00～16:00		25人	7月10日～7月31日
	令和3年1月10日(日) 10:00～16:00		25人	11月27日～12月18日

※郵便またはFAXで要申込

※定員数、申込期間で締め切ります。テキストなどの準備のため、**締め切り厳守**でお願いします。

※マスク、弁当、「狩猟読本」、筆記用具をご持参ください。

※講習中は、**新型コロナウイルス感染症防止対策のため、マスクの着用をお願いします。**

※講習会場に駐車場はありません。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、講習が延期および中止になる場合があります。

お問い合わせ（申込書送付先）

一般社団法人 徳島県猟友会 〒770-0933 徳島市南仲之町4丁目18番地 TEL.088-623-1617 FAX.088-623-1618
佐那河内村 産業環境課

7 令和2年度 狩猟免許試験日程

	試験日	開始時刻	申請期間
第1回	7月26日(日)	10:00～	申請期間は終了しました。
第2回	8月2日(日)	10:00～	
第3回	8月30日(日)	10:00～	令和2年7月13日(月)～同年8月7日(金)
第4回	9月6日(日)	10:00～	
第5回	10月25日(日)	10:00～	令和2年9月1日(火)～同年10月2日(金)
第6回	令和3年1月24日(日)	10:00～	令和2年12月7日(月)～令和3年1月8日(金)
第7回	令和3年1月31日(日)	10:00～	

※試験当日の受付は、試験開始時刻の1時間前から10分前までです。

※申請書類の受付は、午前8時30分から午後5時までの間、申請期間の最終日必着です。（ただし、日曜日および土曜日ならびに国民の祝日に関する法律で規定する休日には受け付けていません）

●試験会場

会場	対象者	定員	住所
徳島会場	徳島県東部農林水産局管内に住所を有する者	20人(先着順)	徳島県徳島合同庁舎（徳島市新蔵町1丁目67）
阿南会場	徳島県南部総合県民局管内に住所を有する者	15人(先着順)	徳島県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎（阿南市領家町野神319）
美馬会場	徳島県西部総合県民局管内に住所を有する者	10人(先着順)	第1回：徳島県西部総合県民局美馬庁舎（美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73） 第2回以降：穴吹農村環境改善センター（美馬市穴吹町穴吹安成73）

※原則は、住所地を管轄する東部農林水産局および総合県民局で実施される各会場での受験となります。

※ただし、各会場の受験者が定員に達した場合は、他の会場で受験していただくか、受験日を変更していただく場合があります。

お問い合わせ ● 東部農林水産局 林業振興担当 TEL.626-8583 / 佐那河内村 産業環境課

農業者年金に加入しよう

加入要件は3つだけ!

60歳未満

国民年金
第一号
被保険者
国民年金保険料納付免除者除く

年間60日以上
農業に従事

加入のメリット

- 保険料の全額を社会保険料控除できるなど、税制面で大きな優遇措置があります。
- 終身年金で80歳までに亡くなった場合、死亡一時金がもらえます。
- 掛金に運用利益を加えて将来年金として受けとれます。〈積立方式〉

年金資金の運用実績

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
修正総合 利回り (%)	+5.99	+3.40	+9.80	+3.27	-4.73	-9.25	+9.14	-0.06	+2.36	+9.62	+7.75	+8.78	-0.69	+3.26	+4.75	+1.70	-2.10

平均運用利回り 年率で+2.50%

※運用益は非課税

◆◆◆ 通常加入の場合 ◆◆◆

- 掛金月額2万円～6万7千円まで選べます。
- 1か月からでも加入できます。

◆◆◆ 政策支援加入の場合 ◆◆◆ 要件を満たせば国からの保険料補助が受けられます。

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者(※)	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者(※)	6,000円 (3割)	—

〈政策支援加入要件〉

- 20年の納付。
- 農業所得900万円以下。
- 左記の区分1～5のいずれかに該当する人。

* 保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

※後継者：経営主の直系卑属である必要があります。

お問い合わせ ● 産業環境課内農業委員会事務局

農地所有者のみなさまへ

農地パトロール(農地利用状況調査)・荒廃農地調査を実施します

佐那河内村農業委員会では、優良農地を守るため、8月に村内の農地パトロール(利用状況調査)を実施しています。この調査は、農地法第30条に基づくものです。また、荒廃農地調査も同時に実施しています。農業委員が村内の農地を巡回して、農地を有効に利用しているか調査し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止に取り組んでいます。違反転用や遊休農地が確認された場合、管理指導などを行います。

農業委員などが農地に立ち入って調査を行う場合もありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

農地の適正な管理をお願いいたします

遊休農地・荒廃農地は火事や病害虫の発生、鳥獣害、不法投棄などの原因になり、近隣への悪影響をおよぼしかねません。

また、農地法では、「農地について所有権または賃借権その他の使用および収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」と農地の権利を有する者の責務規定が設けられています。

除草、病害虫駆除などの農地の適正な管理をお願いいたします。

すだち収穫作業のマッチング事業を行います

今年も8月から佐那河内村の特産である「すだち」の収穫が始まります。

しかしながら、近年、農家の高齢化などにより、なかなか収穫ができない農家が増えてきました。そこで、求人者(受入れ農家)と求職者(労働者)を募集し、求人者と求職者を結びつけるマッチング事業を行います。この機会に、ぜひお申し込みください。

求人者(受入れ農家)

- 具体的な勤務日・勤務時間・賃金・勤務内容などの勤務条件を明確にしてください。
- 求人者(受入れ農家)の申込み内容を求職者に公開し、求職者が求人者(受入れ農家)を選ぶことになります。
- 選ばれた農家は面接を行い、条件が合えば雇っていただくことになります。

求職者(労働者)

作業内容 すだちの収穫
作業場所 佐那河内村内
勤務条件 期間は8月から9月末頃までを想定しています。
具体的な勤務日・勤務時間・賃金・勤務内容などの勤務条件は、受入れ農家さんにより異なります。

募集期間 9月18日まで募集しますが、お早めにお申し込みください。

申込方法 求人者・求職者とも所定の用紙でお申し込みください。用紙は佐那河内村ホームページもしくは産業環境課に用意してあります。不明な点など、お気軽にお問い合わせください。

※注意事項 この事業によるマッチングは、求人者・求職者の応募状況などにより、すべてのご希望にそえない場合があります。

●お問い合わせ・お申込み●産業環境課内 佐那河内村無料職業紹介所

令和2年度 がん検診及び特定健診のお知らせ

令和2年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診をご希望される人は、事前予約が必要です。各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健衛生係までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。(新型コロナウイルスの影響により、日程変更の可能性ががあります。ご了承ください。)

●がん検診日程および場所 (集団健診)

検診日程	検診場所	受付時間
8月1日(土) 【申込みは終了しました】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:30～10:00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
9月5日(土) 【申込み期限】8月14日(金)	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:30～10:00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
10月10日(土) 【申込み期限】9月18日(金)	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:30～10:00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
10月13日(火) 【申込み期限】9月23日(水) ※【村内開催】期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合、事前に問診票をお渡しできないことがあります。ご了承ください。	農振センター 特定健診・大腸がん・ 前立腺がん・肝炎検査・ 頸部・腹部エコー検査のみ実施	8:30～10:30
11月14日(土) 【申込み期限】10月23日(金)	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:30～10:00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
12月4日(金) 【申込み期限】11月13日(金) ※【村内開催】期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合、事前に問診票をお渡しできないことがあります。ご了承ください。	農振センター 頸部・腹部エコー検査は実施 しないのでご注意ください。	8:30～11:00 婦人科及び骨密度検査は 13:30～14:00 ※ただし、乳がん検診は、午前中も受付します。

※8月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査：負担金3,300円・腹部エコー検査：負担金5,500円】を追加できます。(6月から10月は先着15人限定です。11月は先着20人限定です。)ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10月の農振センターで行うがん検診で、完全予約制、先着20人限定でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金8,800円】ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。



●がん検診内容および負担金（集団健診）

検診内容	対象者	負担金
胃がん検診 (バリウム検査)	40歳以上の村民 令和2年度に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。	500円
肺がん検診	40歳以上の村民 (65歳以上の人は結核検診を含みます)	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウイルス 検査	①令和2年度において満40歳となる村民 (昭和55年4月1日～昭和56年3月31日生まれの人) ②平成14年度(2002年度)から令和元年度(2019年度)までの 間に、肝炎ウイルス検査の対象者であって、受診の機会を逸 した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民(男性のみ)	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
(婦人科検診) 子宮がん検診	20歳以上の村民(女性のみ) ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和元年度に受診された人は、令和 3年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。	400円
(婦人科検診) 乳がん検診	40歳以上の村民(女性のみ) ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和元年度に受診された人は、令和 3年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。 ※12月4日金は、午前中も受付します。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

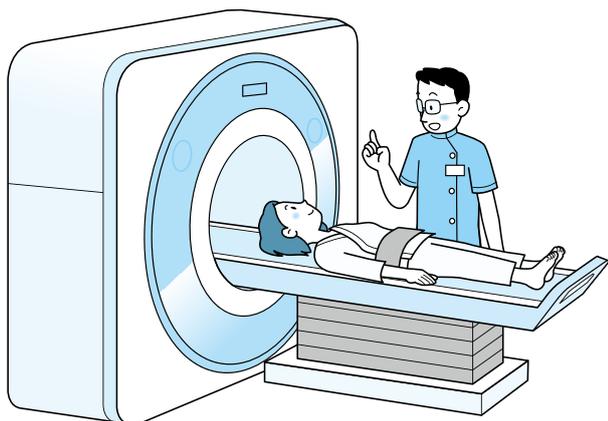
※12月4日金の村内で行う検診では、歯科健診および口腔がん検診も行います。歯科健診および口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

【胃内視鏡検診について】

胃内視鏡検診を指定医療機関（個別医療機関）において、令和2年6月1日から令和3年2月28日まで随時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類等を送付するため、事前に健康福祉課保健衛生係へお申し込みお問い合わせください。

検診内容	対象者	負担金
胃内視鏡検診	50歳以上の村民 ※2年に1回の受診となります。令和元年度に胃内視鏡検診を受診された人は、令和3年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。ご了承ください。	4,100円



国保脳ドック について

国保脳ドック事業は、重症化しやすい脳および脳血管疾患の早期発見と予防を図ることを目的に、脳ドックを受診する被保険者の人へ、次の内容で助成を行っています。

対象者	村に住所を有する国民健康保険加入者で40歳から74歳までの人(ただし、2年に1回の助成となります。令和元年度に助成された人は対象となりません。)
期間	令和2年7月1日から令和2年12月中旬ごろまで
受診場所	協立病院・田岡病院
負担金	3,000円
定員	全体で30人

※脳ドックと特定健診を同時に受診することもできます。同時に受診される場合は、負担金に特定健診分1,000円がプラスされます。

お申し込み●健康福祉課国保係

国民健康保険高齢者受給者証の更新について

現在お持ちの高齢者受給者証の有効期限は令和2年7月31日までです。8月1日以降は使用できなくなりますので、高齢者受給者証の更新を行います。

新しい高齢者受給者証は**特定記録郵便**で世帯主宛てにまとめて送付します。

送付時期：7月下旬ごろ

7月末までに届かない場合は健康福祉課までお問い合わせください。

役場に直接受け取りに来られる人は**令和2年7月17日(金)まで**に健康福祉課までご連絡ください。令和2年7月20日(月)から窓口交付します。

お問い合わせ●健康福祉課

徳島県国民健康保険高齢者受給者証

有効期限 令和〇年〇月〇日
交付年月日 令和〇年〇月〇日

記号 佐那河内 番号 [] [] [] []

世帯主 住所 徳島県名東郡佐那河内村〇字 []番

氏名 佐那河内 一郎 男

適用対象者 氏名 佐那河内 一郎 男
生年月日 昭和〇年〇月〇日

一部負担金の割合 〇割

発効期日 令和〇年〇月〇日

保険者番号並びに交付者の名称及び印 360073
交付者名 佐那河内村 保険者印

8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている人には、有効期限が「令和2年7月31日」となっているみどり色の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。

7月中旬に健康福祉課から、**有効期限 令和3年7月31日**と記載された新しい被保険者証【オレンジ色】をお届けします。

8月1日以降は古い被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。保険証カバーがいる人は健康福祉課までお越しください。

※ご確認ください！

【有効期限】新しい被保険者証の有効期限 **令和3年7月31日**

【一部負担金の割合】

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの一部負担金の割合（1割または3割）は、令和元（平成31）年中の所得に基づき、改めて判定します。

1割負担となる人		
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満		
3割負担となる人		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は1割（要申請）	520万円未満は1割（要申請）
	383万円以上は3割（※）	520万円以上は3割

※70歳以上75歳未満の人（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その人との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割（要申請）

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（薄い紫色）をお持ちの人へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が「令和2年7月31日」となっています。

令和元（平成31）年度の減額認定証をお持ちの人で令和2年度住民税非課税世帯の人には、7月末までに**8月1日以降に使用可能な減額認定証**をお届けします。更新申請書の提出は必要ありません。

認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の人で「過去12か月で90日を超える入院」をされた人は、健康福祉課に申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。

後期高齢者医療限度額適用認定証（ねずみ色）をお持ちの人へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用認定証」は、有効期限が「令和2年7月31日」となっています。令和元（平成31）年度の限度額認定証をお持ちの人で、令和2年度も所得区分が3割負担の「区分Ⅰ・Ⅱ」に該当する人には、7月末までに、**8月1日以降に使用可能な限度額認定証**をお届けします。

更新申請書の提出は必要ありません。

臓器提供の意思表示にご協力ください

新しい被保険者証（有効期限令和3年7月31日）の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。

これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。

臓器提供の意思表示は自分の意志で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。臓器提供についてよく考え、家族とよく話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

臓器提供意思表示欄記入後に、「個人情報保護シール」をはり付けることにより、記入内容を他の人に知られないようにすることができます。このシールは被保険者証同封パンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」に付いています。

記入する場合は、ボールペンなどの消えないペンを使用してください。

お問い合わせ

健康福祉課／徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 電話 677-3666

風しん抗体検査・予防接種について

風しんの発生および、まん延を予防するため、風しんの公的な予防接種を受ける機会がなかった人を対象に、風しんの抗体検査を前置とした風しん第5期定期接種を無料で実施しています。

風しんの抗体検査・予防接種を無料で受けるためには、本村が発行するクーポン券が必要です。クーポン券を利用して、この機会にぜひ受診してください。



対象

昭和37年(1962年) 4月2日から昭和54年(1979年) 4月1日までの間に生まれた男性

対象者へのクーポン券の発行

令和元年5月23日時点で本村に住民票がある対象者の人へクーポン券を送付しています。また、転入された人についても適宜送付させていただいていますが、お手元にクーポン券がない人や紛失された場合には再発行できますので健康福祉課までお問い合わせください。

実施期間

平成31年4月1日から令和4年3月31日までの3年間

実施内容

実施場所	全国の委託医療機関や事業所、健診会場など ※委託医療機関については厚生労働省「風しんの追加的対策について」から検索できます。
実施方法	① 医療機関へ直接連絡し予約 ② 抗体検査を受ける 持ち物：クーポン券+本人確認書類 ③ ②で低抗体と判断された方は風しん予防接種を受ける 持ち物：クーポン券+本人確認書類+抗体検査結果通知
自己負担	クーポン券持参で無料

その他

- **徳島県風しん無料抗体検査**…県では妊娠を希望される女性等を対象に無料抗体検査を実施しています。詳しくは県ホームページをご確認ください。
- **佐那河内村風しんワクチン接種費用助成事業**…県で実施する抗体検査等で低抗体であると判定された人に対し上限5,000円の助成事業を行っています。詳しくは健康福祉課までお問い合わせください。
- 東京オリンピックでは風しんは輸入例の増加及び感染伝播の懸念がある感染症とされています。早めの受診をお願いします。

児童扶養手当を受給している皆さまへ

現況届

児童扶養手当の受給資格者は、毎年8月1日から8月31日までに現況届を添付書類や証書とともに、提出する必要があります。

対象となる人には毎年7月下旬ごろにお知らせを送付しますので、手続きをお願いします。この届出によって手当の受給資格があるかどうかを審査し、手当額の決定を行います。

届出がないと、手当を受けることができません。また、期限を過ぎて提出されますと手当の支給が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

現況届を2年間続けて提出されない場合、手当を受ける資格がなくなってしまいます。

なお、一部支給停止適用除外事由に該当する間は、毎年、現況届の際に、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書を証明書類とともに提出してください。

児童扶養手当とは

対象者

次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障がいの状態にある場合は20歳未満の児童）を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父または養育者が受給できます。

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が政令で定める障がいのある児童
- (4) 父または母は生死不明な児童
- (5) 父または母が1年以上遺棄している児童
- (6) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (7) 父または母が1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (9) 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

なお、公的年金（例えば、老齢年金・障害年金・遺族年金など）を受けている人（受けることができるようになった人も含みます。）については、年金の額に応じて、手当の額の一部が支給（額に応じてすべて支給停止の場合もあります。）されます。詳しくは、健康福祉課までお問い合わせください。

※上記の資格要件にあてはまる人は、健康福祉課まで申請をしてください。

児童扶養手当の額

手当の額は、請求者または配偶者及び扶養義務者（同居している請求者の父母兄弟姉妹など）の前年の所得（1月～6月の間に不備のない請求書を提出される場合は前々年の所得）によって決まります。

所得制限限度額以上の所得がある場合は、資格認定されても手当は支給されません。詳しくは、健康福祉課までお問い合わせください。

児童数	手 当 月 額	
	全部支給の人	一部支給の人
1人	43,160円	43,150円～10,180円
2人	10,190円加算	10,180円～5,100円加算
3人以上	1人につき 6,110円加算	1人につき 6,100円～3,060円加算

ひとり親を対象とした お仕事相談

例年8月にハローワークが仕事の出張相談を行っているところですが、今年度は新型コロナウイルス感染予防などのため中止となりました。なお、徳島ハローワークではひとり親への就労支援を行っていますので、ぜひご活用ください。



お問い合わせ ハローワーク徳島 電話 622-6332

国民年金保険料免除などの申請について



経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

手続きは、住民登録をしている市町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。申請書は、年金事務所または市町村役場の国民年金担当窓口にて備え付けてあります。

●免除が承認された場合の免除額と保険料

【令和2年度の月額保険料】

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除額	16,540円	12,400円	8,270円	4,130円
保険料	0円	4,140円*	8,270円*	12,410円*

*免除が承認された場合の保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますのでご注意ください。

申請時点の2年1ヵ月前の月分まで、免除を申請できます。

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある人は、年金事務所へお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合の免除申請については、広報6月号をご参照の上、ねんきん加入者ダイヤルもしくは年金事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ

ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所におかけください。

- ねんきん加入者ダイヤル：TEL 0570-003-004

月～金曜日 8:30～19:00

第2土曜日 9:30～16:00

- 徳島南年金事務所：TEL 088-652-1511

月～金曜日 8:30～17:15



台風対策のお願い

四国電力送配電株式会社から、「台風対策のお願い」の周知について
依頼がありましたのでお知らせします。

●台風接近前の飛来物予防のお願い

- ・強風により看板やトタン屋根、畑の表面を覆うマルチシートなどが飛ばされ電線に引っ掛かり停電となる事例が発生しています。
- ・台風シーズン前には飛ばされるものは固定し、古くなった屋根は修理するなど、事前の対策をお願いします。



電柱に掛かった
トタン



鉄塔に掛かった
マルチシート

●台風通過後の事故防止のお願い

- ・切れて垂れ下がった電線に触れると、感電などの恐れがあり大変危険です。
- ・また、電柱や電線に巻き付いたシートやトタンに触れても感電などの恐れがあり大変危険です。
- ・絶対に近づかないで四国電力送配電へご連絡ください。



四国電力送配電株式会社

連絡先 徳島県内 ☎ 0120-410-105

2019(令和元)年8月調査 人権に関する村民意識調査から ~その1~

昨年度実施した、『人権に関する村民意識調査』につきましては、16歳以上の村民350人（外国籍も含む）を対象に調査票を郵送し、115人から回答をいただきました。（回答率32.8%）ご協力ありがとうございました。

調査項目のひとつであった『人権問題に関する自由意見』で、ご回答いただいた内容は、貴重なご意見であり、すべては紹介しきれませんが、その中から3点の意見について、今月から3回に分けて紹介させていただきます。

なお、調査結果の概要及び詳細は、広報さなごうちおよびHPに掲載していますので、ご確認ください。

~いただいたご意見~

日頃は特別に意識していないことが多い気がする『人権問題』、今回の調査で改めて『こういうことが人権問題になっているんだ』と認識させられた。近年はインターネットの普及により、インターネットでの人権侵害が増えてきていて、大きな問題となっている。これからもこのような新しい形の人権問題が増えていくのではと不安を感じる。

全国の法務局が2018年に扱った人権侵犯事件のうち、インターネットに関連する事件は1,910件で、過去2番目に多かったそうです。SNS(ソーシャル・ネットワーキングサービス)などの普及に伴うものです。『他人への中傷や侮辱』『無責任なうわさ』『特定個人のプライバシーに関する情報の無断掲載』『差別的な書き込み』『インターネット上のいじめ』などの人権侵害につながる内容が見られるそうです。また、外国人や部落問題についての差別的言動に関する書き込みも見られるようです。（法務省HPより）

インターネット上の書き込みを『表現の自由』だという人もいらっしゃるでしょう。しかしその自由には、責任が伴います。犯罪に当たる投稿ならば、当然罪に問われますし、相手に実害を与えれば訴えられます。

近年、著名人やタレントへの誹謗中傷がエスカレートしていて、自ら命を絶たれた人もいます。

インターネットはとても便利な道具です。しかしその道具の使い方を間違えると、他人を傷つけ、ひいては自分自身をも傷つけてしまう場合があります。

便利な道具の使い方の責任は、あなたにあります。情報発信の責任も同様です。

6月1日、森法務大臣より、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別や偏見は決してあってはならない旨の緊急メッセージが発せられました。（YouTube法務省チャンネルより動画の閲覧ができます。）このことは、今回ご紹介したご意見にもあるように、新しい形の人権問題だと言えるのかもしれませんが。

森法務大臣のメッセージの中にもありますように、差別や虐待など様々な人権問題について、ひとりで悩まず、相談してください。



【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分

様々な人権問題についての相談はなんでも

みんなの
人権110番 ☎ 0570-003-110

いじめ・虐待(ぎゃくたい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら
子どもの
人権110番 ☎ 0120-007-110

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら
女性の人権
ホットライン ☎ 0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています
インターネット受付 インターネット人権相談 検索
パソコン・スマートフォン共通 <https://www.jinkengo.jp/>

ぜんこくいつせい
全国一斉

「子どもの人権110番」

きょうかしゅうかん
強化週間



がっこう 学校で「いじめ」を受け、がっこう いに行きたくない、おや ぎゃくたい 親から虐待されている、でもせんせい 先生や
おや い 親には言えない…、だれ そうだん 誰に相談していいかわからない…。もしもそんなくるし 苦しみを抱えてい
たら、ひとり なや 一人で悩まずに、わたし でんわ 私たちにお電話ください。みな はなし き 皆さんのお話を聞いて、どうした
らいいか いっしょ 一緒に考えます。 **相談は無料、相談内容の秘密は守ります。**

- ① 電話できる日 令和2年8月28日(金)から9月3日(木)までの7日間
- ② 電話できる時間 午前8時30分から午後7時まで (土曜日と日曜日は午前10時から午後5時まで)
※上書いている日でも電話できません。月・火・水・木・金曜日は午前8時30分
から午後5時15分までです。
- ③ 電話が掛かる相手 徳島地方方法務局人権擁護課 (土・日は高松法務局人権擁護部)
- ④ 電話番号 フリーダイヤル 0120 (007) 110 ※IP電話からは、かかりません。

相談や通話にお金はいりません。秘密は絶対に守ります。

●大人の方へ…

徳島地方方法務局と徳島県人権擁護委員連合会では、学校等における「いじめ」、「体罰」や家庭内における児童虐待など、子どもの人権問題解消に向けて開設している「子どもの人権110番」電話相談について、上記のとおり強化週間を実施します。期間中は相談時間を延長するとともに、土・日も電話相談をお受けします。通話料無料で相談できますので、いじめなどに限らず学校や家庭、友達関係の悩みごとなど、何でも御相談ください。子どもだけでなく、大人からの子どもに関する相談も受け付けています。

ベサニー先生のイングリッシュクラス

外国語指導助手 (ALT) のベサニー先生による英会話の授業です。
イベント時期には交流会なども開催します。

- 講師 ベサニー・ジョンソンさん (ALT)
- 期間 令和3年7月までの毎週水曜日
- 時間 19:30 ~ 20:30 (60分)
- 場所 農振センター
- 定員 10人程度 (高校生以上)
- 会費 活動に関する必要額のみ徴収
- 入会申込 教育委員会まで

受講生
募集



地域おこし協力隊の活動報告

高橋 仁美

先日、夢ライス部の皆さんがつくる「村おこし」作りのお手伝いに参加しました。お手伝いには何度も参加していますが、季節の影響かその時のでき上がり具合が微妙に変わるので、毎回新鮮な気持ちで作業しています。

村おこしの味は、ごま、ピーナッツ、青のりの3種類があり、1つの袋に全種類が入っています。私は硬すぎない素朴な味の村おこしが好きです。少し前ですが、おこしを食べたことがない20代の人（村外）の話を聞き、ジェネレーションギャップを感じるとともにとても驚きました。

これからも、村おこしをはじめ村でつくられている様々な味が受け継がれていくよう、私自身が友達や知り合いに伝えたいと思いました。



読み合い朗読会 「伝えたい村の話」 佐那河内村史から 第53回

- 「まじない」を二つ。ひとつ、ものもらい(目いぼ)が出かけたら、小豆を目いぼにさえて「目いぼと思うたら小豆やった」といって井戸へ落とすと治る。ふたつ、足がしびれた時は畳の塵をとって額に貼り付け「しびり京へ上れ」といって治る。してみてください
- 本の発行は昭和42年ですが、「村民は人情敦厚で、郷党相親しみ相互扶助愛隣の情は都会に於いては夢想だに出来ない所である」と記されています。
 - ☆1 千人講。長期の病患者のために、千人の念力により、時に弁当持参で千人に達するまで少額の金銭の施与を受け巡行する。そして氏神様の拝殿で千度往復し参拝して平癒を祈った。
 - ☆2 万人講。牛馬が発病瀕死した時、二人一組となって各戸を歴訪して募金を仰ぎ、人数が一万人に達

するまで回る。僧侶にて牛馬の供養を行い、新しく牛馬を買う資金とした。

- ☆3 火災の援助。家屋が焼失してしまったら近隣は食料や衣服や什器を寄贈して、付近の者は建築材料を持ち寄って、労力を提供して簡単な家屋を建築する。

- なんと村民が一丸となつての相互扶助があつての今の佐那河内村だと思ふのでした。

ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子

次回開催：8月3日(月)19時半～20時半
場 所：農振センター（2階）
問い合わせ：鈴木（090-2156-7935）

佐那河内村地域包括支援センターだより

7月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かして交流を楽しみましょう。皆さまの参加をお待ちしています。

教室名	日 時	会 場
いきいき体操教室	7月27日(月) 13:30～15:30	農振センター
脳若トレーニング教室	8月7日(金) 10:00～11:00	農振センター

※日程などの変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

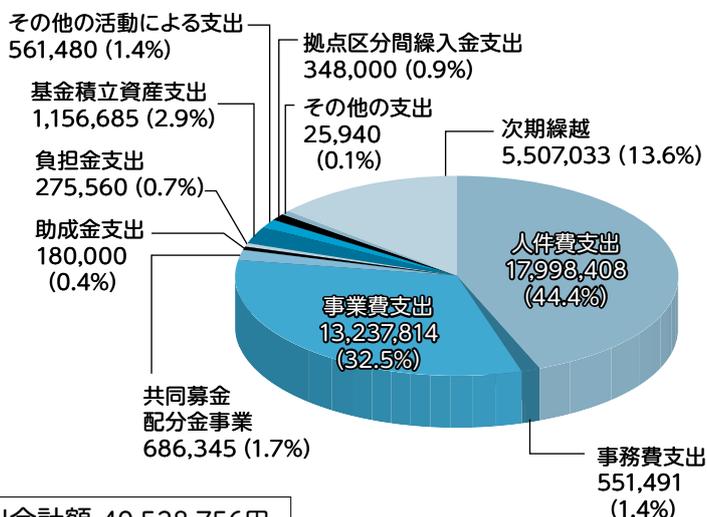
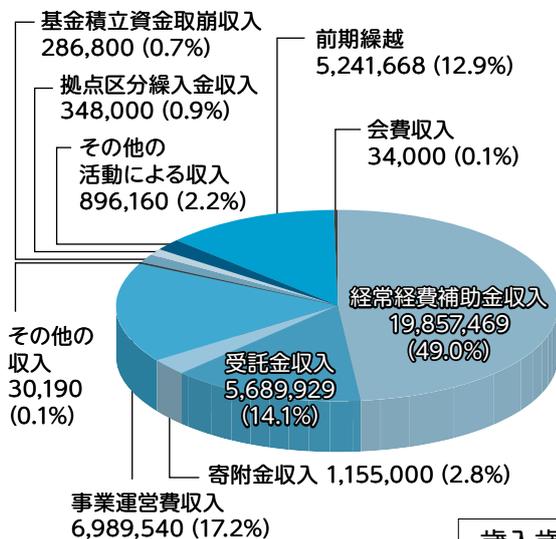
■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内 ■ 電話：679-3383 ■ 担当：佐々木・加藤・大西

令和元年度 社会福祉協議会決算

歳入

一般会計

歳出



歳入歳出合計額 40,528,756円

令和2年3月末 善意銀行残高 26,019,797円 令和元年度 預託件数 22件

歳出

事業費13,237,814円は次のような事業に使われています。

◎地域福祉を推進するための事業

- ・心配ごと相談に関する事業
開設日 第2第4月曜日（祝日は次の日）
- ・会食サービス事業（年9回 一人暮らし対象）
ふれあい昼食会は、ボランティアによって支えられています。
- ・生活福祉資金に関する事業
- ・年賀状の配布
小中学生がひとり暮らし高齢者の皆さまへ毎年年賀状を送っています。
- ・高齢者大学
- ・第10回佐那河内村社会福祉大会
- ・高齢者など安全点検事業
- ・男性の料理教室
- ・訪問サービス事業
- ・配食サービス事業

- ・熱中症計の貸与
- ・乳児おむつ助成事業
- ・訪問理・美容助成事業
- ・紙おむつ支給事業
- ・単身高齢者訪問事業
- ・生活困窮者自立支援事業
- ・障害者社会参加事業
障害者が交流し、創作する楽しみ、親睦を深めるために創作教室を実施
- ・ボランティア推進
- ・日常生活自立支援事業
- ・学童保育
登録児童数 50人
延べ児童数 8,557人 開設日数 260日/年間
- ・シルバー人材センター事業
会員への配分金（6,525,470円）

献血車がまいります

■日時 令和2年7月22日(水)

ご協力
ください



採血場所	献血時間
佐那河内村役場前	9:30~16:30 12:30~13:30の間は休憩です。

☆全血車（400ml 献血のみの受付となります）

- ♪献血に使用する器材は全て使い捨てです。病気などの感染の恐れは全くありません。
- ♪より安全な献血のために、受付時に確認できるもの（免許証・保険証など）の提示をお願いしています。ご理解とご協力をお願いします。

◎善意銀行だより◎

- 北谷伊平 様 … 金一封
- 中瀬陽雄 様 … 金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域福祉事業などの推進のたえ、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

駐在所だより



佐那河内村 地域の安全を守る会

(佐那河内村駐在所協力団体)

警察官と共に地域のさまざまなイベントにも参加して、皆さんが安全で安心して暮らせるよう日夜活動を続けています。

メンバー

会長 西村義顯／副会長 岡本隆次／理事 山本喜彦／
理事 富長伸司／宮前 日下早苗／井開 松下 弘／
西ノハナ 柳沢光男／中溝 藤本 忠／
宮前 松下弘典／仕出 谷淵栄治 (10人)

何かご用件のある人はお気軽にお声がけください。
駐在所 (Tel.088-679-2110) へのご連絡をお待ちしています。
なお、緊急の場合は110番通報をお願いします。



個人情報に関する内容のため削除しています

月	日	曜日	行事名	場所	時間
7月	21日	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00
	22日	水	移動献血事業	佐那河内村役場前	9:00～16:30
			わんぱく広場	保育所	10:00～11:00
28日	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
8月	4日	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00
			粗大ゴミ、家電ゴミ、粗大廃棄物、廃家電製品の収集	追上駐車場	13:30～19:30
	5日	水	粗大ゴミ、家電ゴミ、粗大廃棄物、廃家電製品の収集	追上駐車場	8:30～11:00
			第1学期終業式	小中学校	
11日	火	心配ごと相談・行政相談・人権擁護相談	農振センター1階	9:00～12:00	
		可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	

さなごうちスポーツクラブ案内

8月

村民体育館

卓球 | バドミントン※
19:30～21:00 | 20:00～22:00

※印の種目は活動費が必要です。

- ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。

お問い合わせ

さなごうちスポーツクラブ事務局（教育委員会内）
☎679-2817 IP5006

状況により中止になる可能性があります。

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5 卓球	6	7 バドミントン	8
9	10	11	12	13	14 バドミントン	15
16	17	18	19 卓球	20	21 バドミントン	22
23	24	25	26	27	28 バドミントン	29
30	31					

粗大ごみの収集時間延長について

コロナウイルスの影響で4月の粗大ごみ収集が中止となり、皆さまにご迷惑をおかけしました。このため8月には、粗大廃棄物が普段より多く排出されることが予想されます。この対策として8月4日(火)の収集の時間を延長して対応します。

【粗大廃棄物・廃家電製品収集日】

8月4日(火) 13:30～19:30
8月5日(水) 8:30～11:00

※混雑が予想されるため、混み合う時間帯をできるだけ避けて、捨てやすいように、「廃家電6品目（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機・エアコン）、布団・畳類、木製家具類などに分別してからお持ちいただくようお願いいたします。

また、毎週火曜日～水曜日に追上駐車場で収集しています。可燃ゴミ・生ごみ・古紙類・容器包装プラスチック等や、各地域の資源ゴミ集積所で回収している資源ゴミは、粗大ゴミ収集には持ち込まないようご協力をお願いします。

お問い合わせ ● 産業環境課



OKAMOTO
CONSTRUCTION COMPANY

(株) 岡本組

佐那河内村上字宮前42-13

☎679-3660/FAX679-3661

*エクステリア工事
・アルミ製品一式
(カーポート・門扉・フェンス etc...)
・駐車場
*土木工事・左官

**従業員
募集中**

子どもたちに誇れるしごとを。

SHIMIZU CORPORATION

清水建設

四国支店

〒760-8533 香川県高松市寿町2丁目4番5号

Tel.087(811)1804



企業・個人事業者の皆さま

令和2年度 広報さなごうち・HPの

広告主

募集中



健康づくりの会(食生活改善推進員)のおすすめレシピ

しあわせごはん

No.136 きゅうりとワカメのスープ



栄養成分

エネルギー	50kcal	炭水化物	4.2g
タンパク質	2.8g	塩分	1.2g
脂質	2.7g		

●材料(4人分)

きゅうり	1本	切りごま	大1
	(150g)	こしょう	少々
干しワカメ	3g	水	3カップ
玉ねぎ	80g	鶏ガラスープの素	
ハム	40g		大1弱

●作り方

- ①きゅうりは薄い輪切りにし、干しワカメは水で戻し食べやすい大きさに切る。玉ねぎはスライス、ハムは半分に切り、せん切りにする。
- ②鍋に水・鶏ガラスープの素・玉ねぎを入れて煮る。
- ③玉ねぎが透明になってくると、きゅうり・ハム・ワカメ・こしょうを入れ、一煮立ちさせる。
- ④器に入れ、上から切りごまを散らす。

●ポイント

- 1) きゅうりなどの野菜をとることで身体の冷却や水分摂取にもなります。
- 2) ハムを入れることで出汁がでておいしくなります。